

## 上尾市長等政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市長等政治倫理条例（令和2年上尾市条例第36号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(請負契約等の辞退届の様式)

第2条 条例第4条第3項の請負契約等の辞退届は、第1号様式によるものとする。

(資産等報告書等)

第3条 条例第6条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第6条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。

3 条例第6条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第6条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第6条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第6条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第4条 条例第6条第1項の資産等報告書は、第2号様式によるものとする。

2 条例第6条第2項の資産等補充報告書は、第3号様式によるものとする。

3 条例第6条第3項の証明書は、次のとおりとする。

- (1) 不動産に係る固定資産税の課税標準額を証する書類
- (2) 預金及び貯金の残高を証する書類
- (3) 条例第6条第1項第6号に掲げる資産等の種類を証する書類
- (4) 貸付金の額、残高等を証する書類
- (5) 借入金の額、残高等を証する書類

(所得等報告書)

第5条 条例第7条第1項第1号イの規則で定める所得の金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の4の規定に基づく上場株式等

の配当等に係る利子所得及び配当所得、同法第28条の4の規定に基づく土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第31条の規定に基づく長期譲渡所得、同法第32条の規定に基づく短期譲渡所得、同法第37条の10の規定に基づく一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得、同法第37条の11の規定に基づく上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに同法第41条の14の規定に基づく先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得の所得の金額とする。

第6条 条例第7条第1項の所得等報告書は、第4号様式によるものとする。

2 条例第7条第1項の所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができる。この場合において、同項1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

3 条例第7条第2項の証明書は、次のとおりとする。

- (1) 収入を証する書類又は確定申告書等の写し
- (2) 所得税及び事業税の前年分の納付状況を示すもの
- (3) 市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、自動車税及び軽自動車税の前年度分の納付状況を示すもの  
(関連会社等報告書)

第7条 条例第8条第1項の報酬とは、金銭による給付をいう。

2 条例第8条第1項の関連会社等報告書は、第5号様式によるものとする。

3 条例第8条第2項の証明書は、商業登記簿謄本とする。

(期限の特例)

第8条 条例第6条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第7条第1項の所得等報告書及び条例第8条第1項の関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)の提出の期限が、上尾市の休日を定める条例(平成2年上尾市条例第17号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(資産等報告書等の訂正)

第9条 資産等報告書等を訂正しようとする場合には、市長は、訂正届を作成し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことが

できるように字体を残さなければならない。

(資産等報告書等の閲覧)

第10条 条例第9条第2項の規定による資産等報告書等の閲覧は、総務部総務課において、午前8時30分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）にしなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認める日にあっては、これを短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、上尾市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日においては、資産等報告書等を閲覧することができない。

3 前項に定める日のほか、市長が特別の事情があると認める日は、資産等報告書等を閲覧することができない日とすることができる。

4 資産等報告書等は、第1項本文の場所以外に持ち出すことができない。

5 資産等報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 資産等報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧者記録簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

7 閲覧者は、資産等報告書等を複写し、又は撮影してはならない。

8 閲覧者は、静粛を旨とし、他の閲覧者の迷惑となるような行為をしてはならない。

9 閲覧者は、職員の指示に従わなければならない。

10 市長は、第1項本文、第4項、第5項又は第7項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

11 前各項の規定は、条例第14条第3項において準用する条例第9条第2項の規定による審査報告書及び調査報告書の閲覧について準用する。この場合において、第1項から第7項までの規定中「資産等報告書等」とあるのは、「審査報告書及び調査報告書」と読み替えるものとする。

(調査請求の手続)

第11条 条例第17条第1項の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）をしようとする市民の代表者（以下「調査請求代表者」という。）は、調査請求者署名簿（第6号様式）に調査請求書（第7号様式）又はその写しを付して、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22

条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において上尾市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）を求めなければならない。

- 2 前項の署名は、次項の規定により調査請求者署名簿を上尾市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に提出する日前60日以内にされたものでなければならない。ただし、その期間に条例第17条第3項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項の規定により署名を求めることができないこととなった期間がある場合には、当該期間を除き、当該調査請求者署名簿を提出する日前60日以内とする。
- 3 調査請求者署名簿に署名した者の数が100人以上となったときは、調査請求代表者は、調査請求者署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受け、調査請求者署名簿の署名の有効無効を決定する場合において、同一人に係る2以上の有効署名があるときは、そのいずれかを有効と決定しなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、調査請求者署名簿を返付するまでの間、これを保存しなければならない。
- 6 調査請求者署名簿に署名した者は、調査請求代表者が第2項の規定により調査請求者署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、調査請求代表者を通じて、当該署名簿の署名を取り消すことができる。
- 7 選挙管理委員会は、条例第17条第3項において準用する地方自治法第74条の2第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに調査請求者署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数を告示し、かつ、公衆の見やすい方法により掲示しなければならない。
- 8 選挙管理委員会は、条例第17条第3項において準用する地方自治法第74条の2第6項の規定により調査請求者署名簿を調査請求代表者に返付

する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名した者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

9 調査請求は、調査請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、これを行おうとする調査請求代表者が調査請求書に条例第17条第1項各号に掲げる疑い又は疑義があることを証する資料、選挙権を有する者100人以上の者の有効署名があることを証明する書面及び調査請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

10 調査請求があった場合において、調査請求者署名簿の有効署名の総数が100人に達しないときは、市長は、これを却下しなければならない。

11 調査請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、市長は、相当の期間を定め、これを補正させなければならない。

12 前項の場合において調査請求代表者が同項の期間内に不備を補正しないとき、又は調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかとなるときは、市長は、これを却下することができる。

13 第10項又は前項の規定により調査請求を却下する場合は、市長は、その旨及び理由を、調査請求代表者に対し、遅滞なく通知するものとする。  
(審査会の調査等)

第12条 条例第11条の上尾市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)は、条例第17条第2項の規定により調査を求められたときは、条例に違反する事実の存否に関する調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、調査請求代表者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 審査会は、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく調査を行うものとする。

3 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(説明会開催請求の手続)

第13条 条例第19条第2項(条例第20条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催の請求(以下「説明会開催請求」という。)は、これを行おうとする市民の代表者(以下「説明会開催請求代表者」という。)が説明会開催請求書(第8号様式)により行わなければならない。

2 第11条の規定は、説明会開催請求について準用する。この場合において、同条第1項中「調査請求者署名簿（第6号様式）」とあるのは「説明会開催請求者署名簿（第9号様式）」と、同条第2項から第10項までの規定中「調査請求者署名簿」とあるのは「説明会開催請求者署名簿」と、同条第3項、第9項及び第10項中「100人」とあるのは「50人」と読み替えるものとする。

（説明会の開催）

第14条 審査会は、条例第19条第4項（条例第20条において準用する場合を含む。）の規定により説明会の開催を求められたときは、当該説明会を開催する日時、場所その他必要な事項を説明会の開催日の7日前までに市長、副市長又は教育長に書面により通知するとともに、説明会開催請求代表者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第2項の規定により作成する資産等報告書については、第3条及び第4条第1項の規定を準用する。

3 条例附則第4項の証明書は、第4条第3項各号に掲げる書類とする。

（政治倫理の確立のための上尾市長の資産等の公開に関する条例施行規則の廃止）

4 政治倫理の確立のための上尾市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年上尾市規則第27号）は、廃止する。

（政治倫理の確立のための上尾市長の資産等の公開に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

5 この規則の施行の日の前日において、上尾市長等政治倫理条例附則第7項の規定による廃止前の政治倫理の確立のための上尾市長の資産等の公開に関する条例（平成7年上尾市条例第29号）第5条第1項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の訂正については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年上尾市規則第 8 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の上尾市長等政治倫理条例施行規則（以下「新規則」という。）第 3 条第 2 項及び第 4 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する上尾市長等政治倫理条例（令和 2 年上尾市条例第 3 6 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の資産等報告書及び同条第 2 項の資産等補充報告書について適用し、施行日前に提出した同条第 1 項の資産等報告書及び同条第 2 項の資産等補充報告書については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 4 号様式の規定は、施行日以後に提出する条例第 7 条第 1 項の所得等報告書について適用し、施行日前に提出した同項の所得等報告書については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

### 請負契約等の辞退届

(宛先)

上尾市長

(届出者)

所 在 地

法人の名称

代表者の氏名

㊞

上尾市長等政治倫理条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、市と締結する請負契約等を辞退することを届け出ます。

#### 1 届出の理由

- (1) 市長等が役員をしているため
- (2) 市長等が実質的に経営に携わっているため
- (3) 市長等の配偶者、2 親等内の親族又は同居の親族が役員をしているため

#### 2 該当する役員等の氏名及び市長等との関係

- (1) 役員等の氏名
- (2) 市長等との関係

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

資 産 等 報 告 書

上尾市長

1 土地

所 在	面 積	固 定 資 産 税 の 課 税 標 準 額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

(注)

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。





#### 4 預金・貯金

##### ・預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

##### ・貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株    券		株

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量

（注） 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量

（注） 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。



7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

・ゴルフ場の名称


8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

第3号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

資 産 等 補 充 報 告 書

上尾市長

1 土地

所 在	面 積	固 定 資 産 税 の 課 税 標 準 額	摘 要
	m <sup>2</sup>	円	

(注)

- 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
- 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。





#### 4 預金・貯金

##### ・預金

預金の総額	円
-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

##### ・貯金

貯金の総額	円
-------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種 類	銘 柄	株 数
株		株
券		

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量

（注） 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量

（注） 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。



7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

・ゴルフ場の名称


8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

第4号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

所 得 等 報 告 書

上尾市長 \_\_\_\_\_

1 前年分の所得

		所 得 金 額	基 因 と な っ た 事 実	
総 合 課 税	事業所得	営 業 等 円		
		農 業		
	不 動 産 所 得			
	利 子 所 得			
	配 当 所 得			
	給 与 所 得			
	雑 所 得	公 的 年 金 等		
		業 務		
		そ の 他		
	譲 渡 ・ 一 時 所 得			
分 離 課 税	土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得			
	所 短 期 譲 渡 得	一 般 分		
		軽 減 分		
	長 期 譲 渡 所 得	一 般 分		
		特 定 分		
		軽 課 分		
	一 般 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得			
上 場 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得				
上 場 株 式 等 の 利 子 ・ 配 当 所 得				
先 物 取 引 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得				
山 林 所 得				

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

2 前年中に贈与により取得した財産

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

(注) 受贈財産の課税価格欄は、前年中に贈与により取得した財産について、同年分の贈与税が課される場合に記入する。

3 前年（前年度）分の納付状況

区分	納付	未納付	非該当	備考
所得税				
贈与税				
事業税				
市県民税				
固定資産税				
都市計画税				
国民健康保険税				
自動車税				
軽自動車税				

(注) 税目ごとの納付状況について、納付欄、未納付欄又は非該当欄のいずれかに丸印を記入する。

第5号様式（第7条関係）

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

上尾市長 \_\_\_\_\_

会社その他の法人の 名称	住 所	役員、顧問その他 の職名

(注)

- 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。



第 7 号様式（第11条関係）

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

調査請求書

(宛先)

上尾市長

調査請求代表者（署名）

住所

氏名

電話番号

上尾市長等政治倫理条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に掲げる疑い又は疑義があることを証する資料、選挙権を有する者 1 0 0 人以上の者の有効署名があることを証明する書面及び調査請求者署名簿を添えて、下記のとおり調査を請求します。

記

1 調査対象者名

2 調査請求の対象となる事由の該当条項

<該当条項>

上尾市長等政治倫理条例第 1 7 条第 1 項（第 1 号 第 2 号 第 3 号）

3 調査請求の対象となる事由の内容

4 調査請求の対象となる事由を証する書類

5 総署名人数（調査請求代表者を含む。）

\_\_\_\_\_人

第 8 号様式（第13条関係）

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

説明会開催請求書

(宛先)

上尾市長

説明会開催請求代表者（署名）

住所

氏名

電話番号

上尾市長等政治倫理条例第 1 9 条第 2 項（第 2 0 条において準用する第 1 9 条第 2 項）の規定に基づき、説明会開催請求者署名簿を添えて、下記のとおり説明会の開催を請求します。

記

1 説明を求める者 \_\_\_\_\_

2 総署名人数（説明会開催請求代表者を含む。） \_\_\_\_\_人

3 説明会の開催原因

